

新型コロナウイルスへの対応について（統報）

2020年2月25日

ユアサ工機㈱

代表取締役 湯浅博文

毎日の報道でもご承知の通り、新型肺炎のコロナウイルスが日本国内でも蔓延し、流行の兆しを見せています。厚生省からも「この1~2週間の動向が、国内で急速に感染が拡大するかどうかの瀬戸際」として指針が出されております。当社としてもこの指針に沿って対応しますので、下記内容をご確認の上、行動徹底をお願いします。

1. うがい・手洗いの更なる徹底

自分の身は自分で守ることの徹底。

2. 出張の可否（海外・国内とも）

①海外出張：当面の間（3月中）不要不急の出張は見合わせる

②国内出張：今後2週間は原則「禁止」

どうしても必要な場合は上司判断の上社長最終決済とするが「車」での移動のみの手段とする

3. テレワーク・時差出勤の推進

東京支店においてテレワーク及び時差出勤を更に推進し、通勤途上等での感染予防を行う

4. 大人数が集まる会議や行事等への参加

対面で人ととの距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）が、会話などで一定時間以上続き、多くの人々との間で交わされるような環境に行くことをできる限り、回避すること。

「会食」「飲み会」「懇親会」「セミナー」「合同会議」などの濃厚感染の恐れのある会合への出席自粛。やむを得ない場合は上長に相談の上、必ず社長承認を得ること

5. 社員に感染者が出たときの対応

厚生省のガイドラインに基づき、

①風邪の症状や発熱のある場合は出社せず、休む

②37.5°C以上の発熱が4日以上続き、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、出社せず、速やかに最寄りの保健所に連絡したうえで、医療機関を受診する。

③会社を休んでいる期間は毎日状況を会社に報告すること。また医師の診断の結果、新型コロナウイルス発症が確認された場合はもちろん、普通の風邪等の診断を受けた場合でも状況は必ず会社の総務へ連絡すること

連絡先 総務 為西 086-241-2592 [REDACTED]

④家族に熱が4日以上続いた場合も必ず会社に連絡し、事後の対応は会社の判断に従うこと

6. 本通達は正社員だけでなく「嘱託」「パート」「実習生」「派遣社員」にも適用する

各所属する課長が状況把握すること

湯浅博文